一　前条第一号から第三号までに掲げる書類　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法

二　前条第四号及び第五号に掲げる書類　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法

〇総務省告示第四十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（平成十二年自治省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年二月三日

総務大臣　山本　早苗

本文中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に、「第十七号」を「第十八号」に改める。

表の上欄中第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金

表の下欄第六号中「選挙人名簿システム改修費補助金」の下に「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」を加える。

〇法務省告示第六十六号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年二月三日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉市畑町千二百五十七番地　和泉守太郎

〇文部科学省告示第三号

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月三日

文部科学大臣　馳　浩

別表を次のように改める。

別表

小学校

教科種目	定価の最高額（単位　円）					
	第一学年用	第二学年用	第三学年用	第四学年用	第五学年用	第六学年用
国語　国語	七〇七	八一五	八一五	六五一	六五一	六五一
国語　書写	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八
社会　社会			一、三六二			
社会　地図				四六二		
算数　算数	三二一	六五一	七六一	六〇二	六五一	六五一
理科　理科				八六三	九五六	九五六
生活　生活	一、七四一					
音楽　音楽	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五
図画工作　図画工作	四二八		四二八		四二八	
家庭　家庭					二七四	
体育　保健	二〇八		二〇八		二〇八	

中学校

教科種目	定価の最高額（単位　円）		
	第一学年用	第二学年用	第三学年用
国語　国語	七八八	七八八	八一五
国語　書写	四三〇		
社会　社会（地理的分野）	七六二		
社会　社会（歴史的分野）	七六二		
社会　社会（公民的分野）	七六二		
社会　地図	一、〇八三		
数学　数学	六〇二	六〇二	六〇二
理科　理科	七三一	七三一	七三一
音楽　音楽（一般）	二四五	四八七	
音楽　音楽（器楽合奏）	二七二		
美術　美術	三二二	六四五	
保健体育　保健体育	四一四		
技術・家庭　技術・家庭（技術分野）	六四六		
技術・家庭　技術・家庭（家庭分野）	六四六		
外国語　英語	三二二	三二二	三二二

附　則

この告示は、平成二十八年度以降の使用に係る教科書から実施する。

〇厚生労働省告示第二十二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　職業安定法施行規則第三十五条第二項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定める新規学卒者及び厚生労働大臣が定める場合（平成五年労働省告示第三十八号）第一項及び第二項